

地方独立行政法人徳島県鳴門病院 年俸制を選択する医師の給与に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、地方独立行政法人徳島県鳴門病院（以下「法人」という。）の年俸制を選択する医師（以下「年俸制適用者」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（給与の種類）

第2条 年俸制適用者の給与は、次のとおりとする。

- 一 年俸
 - イ 基本年俸
 - ロ 業績年俸
- 二 諸手当
 - イ 住居手当
 - ロ 通勤手当
 - ハ 超過勤務手当
 - ニ 休日給
 - ホ 宿日直手当
 - ヘ みなし対応手当
- 三 その他
 - イ 理事長が認めた給与

2 法人の業務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

（給与の直接払）

第3条 年俸制適用者の給与は、法令に基づき、その職員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を通貨で直接職員に支給する。ただし、職員の同意を得た場合には、当該職員が指定する銀行その他の金融機関に対する、当該職員の預金又は貯金口座への振込みによることができる。

（給与台帳）

第4条 理事長は、年俸制適用者の給与台帳を作成しなければならない。

2 給与は、給与台帳に基づいて支払うものとする。

（年俸制の適用）

第5条 年俸制は、院長、副院長、センター長、主任部長及び部長のうち年俸制の選択を希望する医師で理事長が認めた職員に適用する。

- 2 年俸制の選択者は、次年度の1ヶ月前までに理事長へ年俸制の選択届けを提出し、その適用時期は毎年4月1日とする。ただし、中途採用者で年俸制を選択する場合は、採用月から次の3月までは地方独立行政法人徳島県鳴門病院職員給与規程（以下「給与規程」という。）を適用し、年俸制は次年度からの適用とする。
- 3 年俸制適用者は、給与規程への適用変更をすることができることとし、その適用時期は毎年4月1日とする。

（基本年俸の決定及び改定）

第6条 基本年俸の額は、次の各号に掲げる職の区分に応じ、本人の経歴、期待する職責、他職員との均衡、地域水準、本人の勤務実績及び法人業績等を総合的に勘案して、理事長が決定す

るものとし、支給対象期間は、毎年7月1日から翌年6月末日までの1年単位とする。

一 院長 1,400 万円以上 1,700 万円以下

二 副院長 1,300 万円以上 1,600 万円以下

三 センター長 1,200 万円以上 1,500 万円以下

四 主任部長 1,200 万円以上 1,500 万円以下

五 部長 1,100 万円以上 1,400 万円以下

2 理事長は、前年度の勤務実績等を総合的に勘案して、毎年7月1日に前年度の基本年俸を上限1割、下限1割の範囲内で改定できるものとする。

3 理事長は、特別な事情があるときは、前2項により決定された基本年俸を年度の途中で変更することができる。

4 基本年俸には、一定額の超過勤務手当相当額を含めることができる。

(業績年俸の決定)

第7条 業績年俸は、法人業績及び個人業績に基づいて理事長が決定するものとし、業績評価対象期間は前年4月1日から当年3月末日までの1年単位とする。

(基本年俸の支払い)

第8条 基本年俸の支払いは、基本年俸の額を12で除した額（以下「基本年俸月額」という。）を、毎年7月から翌年6月までの毎月25日に支給する。

(業績年俸の支払い)

第9条 業績年俸は、5月31日及び11月30日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれその日に在職する年俸制適用者に対し、6月30日と12月10日に分割して支給する。これらの基準日以前1箇月以内に定年により退職した職員についても、同様とする。

2 前項の規定により支給する業績年俸の額は、第7条において決定した業績年俸に直近の法人業績を勘案して改定した額に、次に掲げる支給割合を乗じて得た額に、その者の在職月数に応じた割合を乗じて得た額とする。

一 6月30日に支給のもの 100分の50

二 12月10日に支給のもの 100分の50

3 前項の在職月数に応じた割合は、それぞれの基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職月数に応じて、次の表に定める割合とする。

在職期間	割合
6 箇月	100分の100
5 箇月以上 6 箇月未満	100分の80
3 箇月以上 5 箇月未満	100分の60
3 箇月未満	100分の30

第10条 第8条及び第9条の支給日が休日にあたるときは、その前日において、その日に最も近い休日でない日に支給する。

(年俸における退職者の取り扱い)

第 11 条 年俸制適用者が退職または死亡したときは、その月まで基本年俸月額を支給する。

(住居手当)

第 12 条 住居手当については、給与規程の規定を準用する。

(通勤手当)

第 13 条 通勤手当については、給与規程の規定を準用する。

(超過勤務手当)

第 14 条 地方独立行政法人徳島県鳴門病院就業規則（以下「就業規則」という。）に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた年俸制適用者には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、1 時間につき、第 17 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額の 100 分の 125（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間（以下「深夜」という。）である場合は、100 分の 150）を超過勤務手当として支給する。

2 前項の規定にかかわらず、正規の勤務時間を超えて勤務した時間及び休日において勤務した時間（就業規則に規定する法定休日に行われた休日勤務時間を除く。）の合計が 1 箇月について 60 時間を超えた職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 17 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150（その勤務が深夜である場合は、100 分の 175）を乗じて得た額を超過勤務手当又は休日給として支給する。なお、この場合の 1 箇月は毎月 1 日を起算日とする。

(休日給)

第 15 条 休日において勤務することを命ぜられた年俸制適用者には、その勤務した全時間に対して、1 時間につき、第 17 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額の 100 分の 135（その勤務が深夜である場合は、100 分の 160）を休日給として支給する。

2 前項において休日とは、就業規則に規定する日をいう。

(宿日直手当)

第 16 条 職員が宿直勤務又は日直勤務を命ぜられ、その勤務をした場合には、宿日直手当を支給する。

2 前項の手当の額は、その勤務 1 回につき、次の表に掲げる額とする。ただし、勤務時間が 5 時間未満の場合は、当該表に掲げる額に 100 分の 50 を乗じて得た額とする。

職員の区分（宿直勤務）	勤務		支給額
	開始時刻	終了時刻	
ICU 担当の医師職	17:15	翌 8:30	22,000 円
小児科及び内科系・外科系の医師職	17:15	翌 8:30	40,000 円
産婦人科の医師職	17:15	翌 8:30	40,000 円
職員の区分（日直勤務）	勤務		支給額
	開始時刻	終了時刻	
ICU 担当の医師職	8:30	17:15	22,000 円
小児科及び内科系・外科系の医師職	8:30	17:15	30,000 円
産婦人科の医師職	9:00	18:00	30,000 円

3 第1項の勤務は、第14条及び第15条第1項の勤務には含まれないものとする。

(みなし対応手当)

第16条の2 職員が日直勤務を命ぜられ、その勤務をした場合には、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125に3を乗じて得た額をみなし対応手当として支給する。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は支給しない。

(勤務一時間当りの給与額の算出)

第17条 第14条、第15条及び前条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本年俸月額を年間総労働時間数で除した額とする。

2 前項に規定する年間総労働時間数は、4月1日から翌年3月31日までの間における暦日日数から就業規則第29条に規定する休日を減じた日数に8時間に乗じた時間を年間総労働時間数とする。

(超過勤務手当等の適用除外)

第18条 院長及び副院長には、超過勤務手当及び休日給は支給しない。

(超過勤務手当等の支給方法)

第19条 超過勤務手当、休日給及び宿日直手当は、基本年俸月額支給日の属する月前の1月分について、基本年俸月額の支給の際、これを支給する。ただし、年俸制適用者が退職し、又は死亡したときは、その日の属する月分について、基本年俸月額支給の際、これを支給する。

(欠勤者の給与)

第20条 年俸制適用者が業務上又は通勤による災害により負傷し、又は疾病にかかり業務に服することができないため欠勤した場合は、その欠勤を始めた日から起算して第3日目までは給与の全額を、第4日目以降はその欠勤の全期間について給与の100分の40（業績年俸の全額）を支給する。ただし、年俸制適用者が重大な過失により業務上又は通勤による災害により負傷し、又は疾病にかかった場合において、労働基準法第78条の規定により行政官庁の認定を受けたときは、理事長は、その情状に応じ、その欠勤を始めた日から起算して第4日目から、基本年俸月額の100分の30まで減額して支給することができる。

2 年俸制適用者が結核性疾患にかかり業務に服することができないため欠勤した場合（就業規則の定めるところにより、その欠勤につきあらかじめ理事長の承認を受けた場合に限る。本条において以下同じ。）は、その欠勤の期間が欠勤を始めた日から6月に達するまでは、基本年俸月額全額を支給することができる。

3 前2項以外の精神又は身体の故障により業務に服することができないため欠勤した場合は、その欠勤の期間が3月に達するまでは、基本年俸月額全額を支給することができる。

4 年俸制適用者が前3項に規定する事由以外の事由により業務に服することができないため欠勤した場合（就業規則に定める無届欠勤として取扱われた場合を除く。）には、その欠勤の日数（就業規則に定める休暇の日数を除く。以下同じ。）が1月に達するまでは基本年俸月額全額を支給し、その欠勤の日数が1月を超え3月に達するまでは、基本年俸月額の100分の50を支給することができる。

第21条 年俸制適用者が欠勤した場合には、前条の規定により基本年俸月額の全部又は一部を支給される場合を除くほか、欠勤した日1日につき基本年俸月額を21で除した額を減額して基本年俸月額を支給する。

2 年俸制適用者が、その勤務すべき日において正規の勤務時間の一部を勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に理事長の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間に

つき、第 17 条に定める勤務 1 時間当りの給与額を基本年俸月額から減額して支給する。

（休職者の給与）

第 22 条 年俸制適用者が結核性疾患にかかり休職を命ぜられたときは、その休職の期間中、基本年俸月額及び業績年俸の 100 分の 80 を支給する。

2 年俸制適用者が前項以外の精神又は身体の故障により休職を命ぜられたときは、その休職の期間中、基本年俸月額及び業績年俸の 100 分の 80 を支給する。ただし、その期間が 1 年を超えるときは、その超える期間中、100 分の 60 とする。

3 年俸制適用者が刑事事件に関し起訴されたことにより休職を命ぜられたときは、その休職期間中、基本年俸月額の 100 分の 60 を支給することができる。

4 前各項に規定する事由以外の事由により休職を命ぜられたときは、基本年俸月額の全部又は一部を支給することができる。

（支給の免責）

第 23 条 この規程に定める給与の支給を受けることができる職員が、自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）その他の法令に基づく休業補償の性格を有する給付を受けたとき、又は第三者から休業補償の性格を有する損害賠償を受けたときは、そのうち給与額に相当する価額の限度において給与は支給しない。

（停職者の給与）

第 24 条 年俸制適用者が就業規則に定める停職の処分を受けたときは、その停職期間中に係る給与は支給しない。

（育児休業職員の給与）

第 25 条 年俸制適用者が地方独立行政法人徳島県鳴門病院職員の育児休業等に関する規程に定める育児休業の承認を受けたときは、その育児休業期間中は第 9 条に定める業績年俸以外の給与は支給しない。

（介護休暇取得者の給与）

第 26 条 年俸制適用者が地方独立行政法人徳島県鳴門病院職員の介護休暇に関する規程に定める介護休暇を取得した月における、当該年俸制適用者に係る当該月に支給される給与額が、当該月に負担することとなる健康保険料、共済年金保険料及び雇用保険料の合計額に達しないこととなるときは、その達しないこととなる額を給与として支給する。

（給与の非常時払）

第 27 条 年俸制適用者又は年俸制適用者の収入によって生計を維持する者が、出産、疾病、災害、婚礼、葬儀、やむを得ない事由による 1 週間以上の帰郷その他これに準ずる非常の場合の費用に充てるために給与の支給を請求した場合には、請求の日までの分を日割によって計算し、その際に支払う。

（実施に関し必要な事項）

第 28 条 この規程の実施に関し必要な事項は、別にこれを定める。

附則

1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程の第 5 条の規定にかかわらず、新たに平成 25 年度から年俸制を選択する者に限り、

理事長への年俸制の選択届の提出は、平成25年4月30日までとする。

- 3 この規程の第6条第4項の規定に含めることができる一定額の超過勤務手当相当額は、前年度の超過勤務手当相当額（17時15分から19時までの超過勤務手当相当額）とする。ただし健康保険鳴門病院から法人に移籍した医師（以下「移籍医師」という。）の平成25年度に支給される超過勤務手当相当額については、健康保険鳴門病院における平成24年度の超過勤務手当相当額とする。
- 4 移籍医師の平成25年4月から6月までの基本年俸及び業績年俸の支払いについては、健康保険鳴門病院長が決定した基本年俸及び業績年俸を理事長が決定したものとみなして支給する。
- 5 この規程は、令和7年4月1日から施行する。